

桜井市プレミアム付商品券

参加店舗募集要項

桜井市プレミアム付商品券

参加店舗受付事務局

「桜井市プレミアム付商品券」参加店舗募集要項

1. 商品券の発行概要

商品券名称	「桜井市プレミアム付商品券」
発行者	桜井市
発行総額	375,000,000円 ※プレミアム率25%
発行冊数	75,000冊
販売価格	1冊あたり「500円券×10枚=5,000円分」を4,000円で販売
参加店舗負担	負担なし
購入限度額	「購入引換券」1枚につき5冊（購入額2万円）まで （購入対象者には桜井市から購入引換券が送付されています。）
販売日時	令和元年10月1日（火）～令和2年2月28日（金）
販売場所	南都銀行（下記の店舗窓口） ・桜井支店 ・三輪支店 ・桜井北出張所 ・初瀬出張所
商品券利用期間	令和元年10月1日（火）～令和2年3月31日（火）
商品券換金期間	令和元年10月1日（火）～令和2年4月10日（金）
その他	他店での転用及び、未使用商品券の直接換金は禁止します。 おつりはできません。

2. 商品券取扱い厳守事項

- (1) 他店での転用及び、未使用商品券の直接換金は禁止します。
- (2) 商品券は物品の販売または役務の提供（※1件の支払いが5万円以内のリフォーム・修理も可）などの取引において利用可能です。
- (3) 商品券と現金の交換は禁止しています。
- (4) **お釣りは出さないでください。不足分は現金等で受取ってください。**
- (5) 商品返品の際の返金はできません。
- (6) お客様から商品券が提示されましたら、冊子より必要枚数を切り離して商品券のみを受取りください。
- (7) 綴りから切り離された商品券は原則使用できませんが、お客様が綴りを持っており、商品券の管理番号からその綴りのものと確認できれば、使用できます。
- (8) 商品券の対象外商品などを独自に定める場合（特売品など）は、予めお客様が認識できるよう、陳列棚、チラシ等に使用できない旨を明示してください。
- (9) 他割引企画との併用不可やポイント加算対象外、商品券使用上限額などを定める場合（特売品など）は、あらかじめ利用者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨を明示してください。
- (10) **利用期限を過ぎた商品券は受取らないでください。利用期限：令和2年3月31日（火）**
- (11) 商品券の盗難・紛失、滅失または偽造、模造等に対して、発行者（桜井市）は責任を負いません。

3. 商品券の利用対象にならないもの

- (1) 出資や債務の支払い（税金、振込代金、振込手数料、保険料、電気、ガス、水道、電話料金等）
- (2) 不動産や金融商品（土地、家屋購入、家賃、地代、駐車料（一時預かりを除く）等）
- (3) たばこ
- (4) 有価証券、金券、商品券（ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、店舗が独自発行する商品券等）、旅行券、乗車券、切手、官製はがき、印紙、プリペイドカードなど換金性の高いもの
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- (6) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- (7) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (8) 特定の政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (9) その他、各参加店舗が指定するもの

4. 参加店舗登録の資格確認

◆桜井市内において「事業所」、「店舗等」を有する事業者であること

ただし、次の事業者を除きます。

- (1) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などの店舗等を行っている者。
- (2) 特定の政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている者。
- (3) 上記【3. 商品券の利用対象にならないもの】に記載の取引、商品のみを取り扱う店舗等。
- (4) 桜井市の入札参加停止の措置もしくは入札参加除外の措置を受けている者。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当する者及び、刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条又は私的独占の禁止及び、公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定による刑の容疑により、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提起されている者等
- (6) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (7) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に関与しているとき。
- (8) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

5. 参加店舗登録申請について

(1) 登録方法

参加店舗登録希望者は、この「募集要項」に同意の上、別紙「参加店舗登録申込書」に必要事項を記入し、郵送またはFAXにて申請してください。(大型店、量販店、チェーン店、系列店などで市内に複数の店舗を持つ事業者の方は、店舗ごとに申請してください。)

【申請先】

〒550-0013 大阪市西区新町1-16-1-6F

KNTビジネスクリエイト内

「桜井市プレミアム付商品券参加店舗受付事務局」 宛

FAX : 050-3786-7519

(2) 登録期間

令和元年8月1日(木)から8月31日(土)まで

上記、登録期間後も申請いただけますが、購入対象者に配付する「参加店舗一覧」に店名が掲載されませんので、期間内の登録をおすすめします。

(最終登録受付は、令和元年11月29日(金)まで。)

(3) 登録

登録申請のあった事業所・店舗等については、桜井市での審査を経て、参加店舗として登録します。結果については、事務局から電子メール等にて通知します。

店頭に掲示していただく「参加店舗表示ポスター・参加店舗表示ステッカー」、「商品券(見本)」、「換金に必要な資材一式」、「桜井市プレミアム付商品券参加店舗マニュアル」等は後日配布します。ただし、登録後であっても申込み内容に虚偽・不備等がある場合には、登録を取り消す場合があります。

6. 参加店舗の責務等

参加店舗は、次に掲げる事項を遵守または注意してください。

- (1) 参加店舗は、利用できる店舗であることが明確になるよう、事務局が発行する「参加店舗表示ポスター・参加店舗表示ステッカー」を消費者にわかりやすい場所に掲示してください。(店頭・レジカウンターなど)
- (2) 使用される商品券は、事務局が事前に配布する「見本」と間違いないか確認してください。なお、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受取りを拒否していただき、すみやかに警察へ通報していただくとともに、桜井市プレミアム付商品券事務局までご連絡をお願いします。商品券の「見本」については、レジ担当者や商品券を取り扱うすべての店員に周知願います。
- (3) 取引により商品券を受取ったときは、券裏面に店舗受領印を押印するなど、再流出防止に努めてください。すでに受領印があるものは、受け取りを拒否してください。
- (4) 商品券の利用に際し、消費者からの苦情や紛争が生じ、店舗側の責に帰すると認められる場合は、店舗側で解決に努めてください。
- (5) 商品券の取り扱いに関して、事務局からの改善要請等があった場合は、それに従ってください。

(6) 商品券の利用期間中（令和元年10月1日～令和2年3月31日）は、参加店舗として事業に参加し、真にやむを得ない事情がない限り途中辞退はしないでください。

7. 換金手続きについて

(1) 以下の方法にて換金の手続きが可能です。

【 指定金融機関での換金（換金期間：10月1日～4月10日） 】

- ・使用済商品券と専用換金依頼書を指定金融機関にお持ち込みください。
- ・金融機関にて使用済商品券の確認を行い、お振込金額を確定します。
- ・商品券お持ち込み後に下記のスケジュールで指定口座に入金いたします。

（但し、土・日・祝日、年末年始等の金融機関休業日は除きます。）

金融機関への持込期間	入金予定日
10月1日～10月31日	11月29日（金）
11月1日～11月30日	12月30日（金）
12月1日～12月31日	1月31日（金）
1月1日～1月31日	2月28日（金）
2月1日～2月29日	3月31日（火）
3月1日～4月10日	4月22日（水）

【 指定金融機関 】

南都銀行（桜井支店・三輪支店・桜井北出張所・初瀬出張所）

(2) 詳細な商品券の換金方法は、「桜井市プレミアム付商品券参加店舗マニュアル」に掲載させていただく予定です。

◆換金請求期間は、

令和元年10月1日（火）から令和2年4月10日（金）まで。

※上記期間を過ぎての換金受付には一切応じられませんので、必ず期間中に換金手続きをしてください。

◆換金用伝票と商品券の枚数が合わない場合は、

指定金融機関から参加店舗へ連絡のうえ、提出されました換金用伝票と商品券を返却します。再度、商品券の枚数を確認のうえ、伝票を記入し、指定金融機関へお持ち込みください。

8. 参加店舗の取消等

参加店舗「募集要項」の各事項に違反する行為が認められた場合、換金の拒否、参加店舗登録の取消及び損害金の発生等が生じる場合があります。

9. その他留意事項

その他「募集要項」に記載されていない事項及び定めのない事項に関しては、事務局と桜井市が協議しその対応を決定します。

◎ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

【お問合せ先】 桜井市プレミアム付商品券参加店舗受付事務局
〒550-0013 大阪市西区新町1-16-1-6F
KNTビジネスクリエイト内
電話 : 050-3786-3215 (平日10:00~17:00)
FAX : 050-3786-7519
事務局は、8月1日(木)~3月31日(火)までの開設となります。